

風力発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価項目の検討

	大気環境					水環境										土壌に係る環境その他の環境			その他の環境要素			動物	植物		生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等		温室効果ガス等								
	大気質			騒音	低周波音	振動	悪臭	水質					水底	地下水の水質及び水位		その他	地形及び地質	地盤沈下		土壌汚染	日照障害		風車の影	電波障害				重要な種及び注目すべき生息地			重要な種及び群落		地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源・主要な眺望景観並びに主要な困繞景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建築工事に伴う副産物	産業廃棄物	二酸化炭素
	窒素酸化物	硫黄酸化物	浮遊粒子状物質	粉じん等	騒音			低周波音	土砂等による水の濁り	水の汚れ	水温	富栄養化	溶存酸素	水素イオン濃度	有害物質	水底の泥土	地下水の水位	塩素イオン濃度	有害物質	重要な地形及び地質								地盤沈下	地盤の安定性		有害物質	重要種及び注目すべき生息地						
風力発電所	工事の実施	建設機械の稼働	●○☆	☆	●○☆	●○☆	○	●☆					●○												○☆	○			○☆									
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	●○☆	☆	●○☆	●○☆	○	●○☆																		○☆	○			○☆								
		造成等の施工による一時的な影響				○			●○☆				☆		☆		☆				○	☆				●○☆	●○☆	●○☆	●○☆	●○☆			☆	●☆	○			
	土地又は工作物の存在及び供用	風力発電所の存在																☆	●☆	☆			○		●○☆	●○☆	●○☆	●○☆	●○☆	●○☆	●○☆	●○☆	●○☆	●○☆				
		施設の稼働				●○	○																○	●○	○	●○	○				○							

- 主務省令
- 他県条例
- ☆ 宮城県条例工場・事業場用地造成事業等を参照(工事の実施については各事業共通)
- : 候補案
- ▨ : 要検討

風車の稼働については、参考となる事業種が無いため、「☆」は無い。

風力発電所の存在については、「工場等の立地及び土地又は工作物の存在」の該当部分に「☆」を付している。

騒音と一緒に扱うか、低周波音として別立てするか

風車以外の該当は無し